

全 員 協 議 会

日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日 (月)

午前 9 時から

場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 5 5 回～ 5 9 回議運決定事項

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

令和 7 年 8 月 5 日（火）

令和 7 年 8 月 2 0 日（水）

決定事項

1 服装の自由化について

現在試行している「委員会における服装の自由化」を検証した結果、これによって委員会の雰囲気柔らかくなり、従来よりも自由闊達に意見が出るようになったなどの成果が感じられることが分かり、引き続きこの取組を継続していくべきとの結論に至ったため、服装の自由化を本格的に実施することとした。

本格実施のための取り決めに議論する中では、本会議以外の会議等においては自由闊達な意見を出し合うことを重視して服装を自由化し、本会議においては議決を行う場としての厳粛さを保つことを重視して従来どおりの服装とすることで意見が一致したため、各会議等における服装に係る取決めは次のとおりとする。

(1) 本会議以外の会議等には、自由な服装で出席できるものとする。

(2) 本会議には、従来どおりの服装で出席するものとする。

2 議会運営に関する陳情書について

議長に対して、**資料 1** のとおり答申した。

3 「山口県 山陽小野田市議会」名で発信される個人アカウントの YouTube チャンネルについて

資料 2－1 の 1 件について、令和 7 年 7 月 1 8 日に、同年 7 月 2 5 日開催の議会運営委員会において、本申入れ書の提出者である中島好人議員及び山田伸幸議員を参考人として招致することを決定し、並びに同書に記載された関係者である樋口晋也氏も参考人として招致することを決定した。しかし、令和 7 年 7 月 1 8 日付で**資料 2－2** の申入れ取下書が提出されたため、同年

7月23日の議会運営委員会において本件審査を打ち切ることとした。

4 陳情・要望書等の取扱いについて

資料3の1件について、急施の案件として、調査委員会を下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書・・・資料3	議会運営委員会

5 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書

令和7年7月25日午前9時から陳情者を参考人招致することを決定し、同刻に参考人による意見陳述及び参考人に対する質疑を行った。

それを受けて、議会運営委員会としては、中島好人議員及び山田伸幸議員に対しても参考人としての出席を求める方針であることを確認した。

6 第10回議会運営委員会における諮問事項について

議会運営委員会としては、中島好人議員及び山田伸幸議員に対して参考人としての出席を求める方針であることを確認した。

7 一般質問の在り方について

現在試行している一般質問の発言時間を「30分（執行部の答弁時間を含まない。）」に変更することを検証した結果、これによって議員は質問事項をより具体化し、的確な質問を行うようになったこと、また、執行部も簡潔に答弁するようになり、従来よりも一般質問の精度が向上したことなどの成果が感じられることが分かり、引き続きこの形を継続していくべきとの結論に至ったため、一般質問の発言時間に係る申し合わせ事項を資料4のとおり変更することとした。

8 国旗及び市旗の掲揚について

6年前に「本会議場において掲揚すること」とした国旗及び市旗の掲揚方法について疑義が生じたため議論した。その結果、現状は「掲揚」の定義から外れていると判断したため、9月定例会の本会議初日から、より適切な方法で掲揚することとした。

9 令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について

(1) 会期案は、8月25日（月）から9月10日（水）までの17日間とした。なお、議案名は**資料5**のとおりである。

(2) 請願書の取扱いについて

資料6の1件について、付託委員会を下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての 請願書・・・ 資料6	総務文教 常任委員会

(3) 議事日程案は、**資料7**のとおりとした。

10 陳情・要望書等の取扱いについて

資料8の3件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
要望書（市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直し）・・・ 資料8－1	総務文教 常任委員会
地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望・・・ 資料8－2	産業建設 常任委員会
陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件・ ・・・ 資料8－3	議会運営 委員会

11 改選後の初議会の運営について

改選後の初議会においては、申し合わせ事項4から7までに沿って手続を行うことを確認した。なお、申し合わせ事項7(1)イにおける「会派」とは、「議会運営委員を選出している会派」と解することを決定した。

令和 7 年（2025 年） 8 月 5 日

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹 様

議会運営委員長 宮 本 政 志

陳情・要望書の審査結果について（報告）

令和 6 年 8 月 1 6 日付けで受理した「議会運営に関する陳情書」について、令和 6 年 1 1 月 8 日から令和 7 年 8 月 5 日までに開催した議会運営委員会において審査を行いました。その結果を下記のとおり御報告します。

記

1 陳情・要望書の件名

議会運営に関する陳情書

2 審査結果

本陳情書に基づいて、他の市議会等からの視察を受け入れた際の議事録あるいはその概要を記録として残すことの是非並びに議員研修会の内容についての再考及び開催回数の見直しの是非を検討したところ、次のとおりの結論となった。

(1) 他の市議会等からの視察を受け入れた際の議事録あるいはその概要を記録として残すことの是非について

他の市議会等からの視察を受け入れた際には、当該視察対応の概要を記録で残すべきという結論となった。なお、当該概要とは、既に公表している「視察日」、「自治体名」、「委員会・会派等名」、「視察内容」、「説明担当課・担当委員会」に加えて、これまで主題しか記載していなかった「視察内容」に相手方の質問事項の概要まで記載するものとした。

これは視察対応の記録を残すことが本市議会の重要な財産となるという本陳情の願意には賛同する一方で、具体的な質疑応答の記録を残すことは本市議会と視察に来る市議会等との活発な意見交換の機会を損なう可能性があるためである。

(2) 議員研修会の内容についての再考及び開催回数の見直しの是非について

議員研修会の内容については、直近の本市議会主催の議員研修会では、議長から「原点に立ち返るような基本的な議員研修会を行いたい」という旨の要請を受け、議会アドバイザーの江藤俊昭先生から基本的な内容を学んだという経緯があり、議会全体の底上げを行うことを目的として基本的な考え方を学ぶ研修会も視野に入れながら研修の題材を決定していることを確認した。

また、開催回数については、議会基本条例に係る研修を行う時期は明記しているが、他の研修については必要な題材について必要な回数開催できるよう、明記することなくその都度議論することを確認した。

2025 年 7 月 14 日

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

山陽小野田市日本共産党市議会議員団

団長 中島好人

議員 山田伸幸

「山口県 山陽小野田市議会」名で発信される
個人アカウントの YouTube チャンネルについて

市政発展と議会活動に、努力・邁進されていることに敬意を表します。

さて、

ある政治団体代表者である■■■■氏による、特定議員への「公選法違反」を口実にした追及行動が今春以降様々なメディアを通じて発信され始めました。特定議員の顔写真入りのビラがその議員の自宅周辺に配布され、FB や Youtube を利用して執拗に取り上げられ、6 月議会中に議会出席の議員を動画カメラで追いかけ、その動画が Youtube にアップされる事態にまでなりました。

本来、刑事罰が相当の「公職選挙法違反」ならば市民として刑事告発が筋であるのに、■■■■氏は公選法を勝手に解釈し、既に「時効」だから自らが「議員への責任を追及する」として、その追及行動の一部始終を Youtube にアップして市民に知らせ、市民の前に明らかにするといいます。公選法の解釈や判断など一般市民にできるわけもないのに、その市民に何を明らかにするのでしょうか。結局は■■■■氏個人による議員やその家族への「いじめ」にも等しい不法行為といわざるをえません。

地域へのあいさつ回りは、単なる「瀬踏み行為」として選挙前の立候補にあたって誰でも行っている行為であり、公選法でも認められています。それを「公選法違反」行為として鬼の首でも取ったように追及行動を行うなど異常としかいえません。これを違反事件として追及されるならば、誰も立候補などできるはずがありません。

問題は■■■■氏が発信するこの Youtube のアカウント名が「山口県 山陽小野田市議会」として全世界に公開されていることです。これではまるで山陽小野田市議会が特定議員に対して「公選法」違反を問題にし、責任を追及しているように全世界に発信され、全世界の人々からそのように受け取られ兼ねません。■■■■氏は、市議会は「Youtube の公式アカウント」を持っていないし、■■■■氏に対して市議会から何の抗議もないから、このアカウント名は自由に使えるのだと強弁しています。

もしこのような事態を放置するならば、山陽小野田市議会の信頼は地に落ち、市議会の名前を大きく傷つけるだけでなく、そのことによって多くの市民が傷つくことにならないでしょうか。もしこのまま市議会が何もしなければ逆に市議会が世界から笑われる存在になってしまいます。

記

- 1、「山口県山陽小野田市議会」名の Youtube チャンネルがあることをご存じでしたか。
- 2、当該チャンネルについて、何らかの抗議、閉鎖の要求をされる考えはありませんか。
- 3、Youtube 管理人に対して、■■■■氏の「山口県山陽小野田市議会」名の個人 Youtube アカウントの削除を求める考えはありませんか。

以上



2025年7月18日

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

山陽小野田市日本共産党市議会議員団

団長 中島好人

議員 山田伸幸

申入れ取下書

2025年7月14日付で提出した「「山口県 山陽小野田市議会」名で発信される個人アカウントのYouTubeチャンネルについて」につきましては、高松秀樹議員の個人的な見解を聞くことが目的でしたので、この申入書につきましては取下げをお願いします。



2025年7月22日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

小野田 3929 C-202

樋口晋也

日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての
陳情書

本年7月14日に日本共産党の中島議員、山田議員から議長宛に提出されました文書について、7月18日の議会運営委員会において議長から諮問を受け審査が行われました。

その審査の過程において、私の個人名が明らかになり全世界に発信されました。

(別紙添付)

質問3件の前文には、様々な虚偽の記述や想像だけで記述された文言があり、私個人の名誉を著しく毀損するものです。

これまでも「暗いまち」、もとい「明るいまち」で様々な誹謗中傷を受けておりましたが、これは国民から見放された落ち目の共産党議員による記事ですので黙殺してきましたが、今回は議会に対してこのようなデマを出してきました。

この虚偽による名誉毀損の文書は全世界に発信され永遠に残るものです。そしてその中には日本共産党が選挙のたびに違法行為を繰り返していることを自白している証拠となるものも含まれており看過することはできません。

個人の名誉回復のため共産党議員団による捏造記事の責任の所在を明らかにし、その上で適切な対処をいただきますよう陳情いたします。

以上



2025年7月14日

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

山陽小野田市日本共産党市議会議員団

団長 中島好人

議員 山田伸幸

「山口県 山陽小野田市議会」名で発信される

個人アカウントの YouTube チャンネルについて



市政発展と議会活動に、努力・邁進されていることに敬意を表します。

さて、

ある政治団体代表者である■■■■氏による、特定議員への「公選法違反」を口実にした追及行動が今春以降様々なメディアを通じて発信され始めました。特定議員の顔写真入りのビラがその議員の自宅周辺に配布され、FBやYoutubeを利用して執拗に取り上げられ、6月議会中に議会出席の議員を動画カメラで追いかけ、その動画がYoutubeにアップされる事態にまでなりました。

本来、刑事罰が相当の「公職選挙法違反」ならば市民として刑事告発が筋であるのに、■■■■氏は公選法を勝手に解釈し、既に「時効」だから自らが「議員への責任を追及する」として、その追及行動の一部始終をYoutubeにアップして市民に知らせ、市民の前に明らかにするといいます。公選法の解釈や判断など一般市民にできるわけもないのに、その市民に何を明らかにするのでしょうか。結局は■■■■氏個人による議員やその家族への「いじめ」にも等しい不法行為といわざるをえません。

地域へのあいさつ回りは、単なる「瀬踏み行為」として選挙前の立候補にあたって誰でも行っている行為であり、公選法でも認められています。それを「公選法違反」行為として鬼の首でも取ったように追及行動を行うなど異常としかいえません。これを違反事件として追及されるならば、誰も立候補などできるはずがありません。

問題は■■■■氏が発信するこのYoutubeのアカウント名が「山口県 山陽小野田市議会」として全世界に公開されていることです。これではまるで山陽小野田市議会が特定議員に対して「公選法」違反を問題にし、責任を追及しているように全世界に発信され、全世界の人々からそのように受け取られ兼ねません。■■■■氏は、市議会は「Youtubeの公式アカウント」を持っていないし、■■■■氏に対して市議会から何の抗議もないから、このアカウント名は自由に使えるのだと強弁しています。

もしこのような事態を放置するならば、山陽小野田市議会の信頼は地に落ち、市議会の名前を大きく傷つけるだけでなく、そのことによって多くの市民が傷つくことにならないでしょうか。もしこのまま市議会が何もしなければ逆に市議会が世界から笑われる存在になってしまいます。

記

- 1、「山口県山陽小野田市議会」名のYoutubeチャンネルがあることをご存じでしたか。
- 2、当該チャンネルについて、何らかの抗議、閉鎖の要求をされる考えはありませんか。
- 3、Youtube管理人に対して、■■■■氏の「山口県山陽小野田市議会」名の個人Youtubeアカウントの削除を求める考えはありませんか。

以上



右翼的政治団体代表 樋口晋也氏の**執拗な**

前田議員への
追及行動

「公選法違反」を口実に！

今年4月以降、右翼的政治団体代表の樋口氏がFBやピラ、Youtubeなどで前田議員への執拗な個人攻撃を繰り返し行い、前田議員の家族までもが「恐怖」を感じるような異常な追及行動が行われました。なぜこんなことに……。

前田議員攻撃ピラ(樋口氏のFBより)

「公選法違反」というのなら なぜ刑事告発しない？

樋口氏への謝罪で
なぜ一件落着き？

樋口氏は4年前の市議選にあたって前田議員が地域で行ったあいさつ回りの会話が録音されていて、それが公職選挙法違反の「証拠」だとして前田議員への追及行動を始めたのです。追及行動は常軌を逸し、FB

だけでなく「政経ジャーナル」を前田議員の自宅周辺に配布し、市役所内にカメラを持ち込んで議会に出席する前田議員に「回答を迫る」動画をYoutubeにアップし「2弾3弾と追及する」

これは
違法行為だ！

樋口氏のYoutubeのアカウント名
「山陽小野田市議会」を詐称！

驚いたことに樋口氏のYoutubeのアカウント名は「山口県山陽小野田市議会」とされています(下の写真)。

何の冗談？樋口氏はこれまでもこのアカウントを使って共産党の山田議員だけでなく白井議員や前田議員などへの公然とした非難・攻撃を「山陽小野田市議会」名で繰り返し行っていた事になります。これではまるで山陽小野田市議会が公然

庁舎管理規定
市の対応は？

市庁舎内での撮影行為は「庁舎管理規定」で規制されますが、市は許可を出したのでしょうか

と一部議員をやり玉に挙げて攻撃していると思われる行為であり、まさに山陽小野田市議会を詐称する重大な違法行為と言わねばなりません。このアカウントを使って一部議員を公然と攻撃するやり方は「名誉棄損」にも該当する行為です。このような人物の市庁舎内での撮影許可を市当局が出していたとしたら、その責任も問われます。

それにしても、高松議長が
なぜ樋口氏の仲介役じゃ？

前田議員は所属会派の議員から樋口氏に謝罪するよう説得され、会派控室での樋口氏への謝罪を高松議長が段取りをしたといわれています。高松議長は樋口氏の市庁舎内での撮影行為に關しても「市の許可は取っている」と言います。動画のアップ先のYoutubeが「市議会」名のアカウントだった事を知らないのでしょうか。

この4年間に
なぜか創政会以外の議員が
謝罪に追い込まれている！

この4年間だけでも樋口氏が様々な理由で市議員を謝罪に追い込む事例が後を絶ちません。それもほとんどが創政会以外の議員たちです。その結果、多くの議員が議会での発言を委縮させる結果になっている事は重大です。



樋口氏のYoutubeのアカウント



申し合わせ事項新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(一般質問の発言時間及び回数) 78 一般質問の発言時間は、<u>30分（執行部の答弁時間を含まない。）</u>とし、発言回数は制限しない。また、次の一般質問を行う者まで、原則として10分以上の休憩を挟むものとする。	(一般質問の発言時間及び回数) 78 一般質問の発言時間は、<u>70分（執行部の答弁時間を含む。）</u>とし、発言回数は制限しない。また、次の一般質問を行う者まで、原則として10分以上の休憩を挟むものとする。

令和 7 年第 3 回（9 月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案 31 件（議案 30 件、承認 1 件）、諮問 2 件、報告 2 件）

○総務文教常任委員会所管（7 件）

- (1) 議案第 69 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- (2) 議案第 70 号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (3) 議案第 71 号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (4) 議案第 72 号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (5) 議案第 73 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務）
- (6) 議案第 74 号 山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を廃止する条例の制定について（消防）
- (7) 議案第 81 号 物品の購入について（学教）

○民生福祉常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 58 号 令和 6 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（保年）
- (2) 議案第 59 号 令和 6 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（高齢）
- (3) 議案第 60 号 令和 6 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（保年）
- (4) 議案第 62 号 令和 6 年度山陽小野田市病院事業決算認定について（病院）
- (5) 議案第 75 号 山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について（子育て）

屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書

要旨 屋内スポーツに於いて昨今の夏の気温上昇に伴った室温の冷却に
ついての要望

指導者に関しての謝金についての要望

理由 屋内スポーツでは外気の取り入れなどでは室温の低下などの効果が天
候に左右されるため機械的なもので安全に室温を下げてスポーツに取
り組んでもらいたい
現在、公務員が指導者の場合謝金の支払いができないが、そこを緩和し
ていただけると地域スポーツ移行への窓口が広がりやすくスポーツへ
の見識がある方へご協力いただきやすくなるのもあるかと思います。

2025 年 8 月 8 日

請願者 垣原俊彦

住所 山口県山陽小野田市中川 4 丁目 1-18

紹介議員

高松 政志

山陽小野田市議会議長 高松秀樹様



令和 7 年第 3 回（9 月）定例会議事日程

会期		令和 7 年 8 月 2 5 日から 9 月 1 0 日までの 1 7 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
8	2 5	月	午前 1 0 時	本会議	・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・委員会の所管事務調査報告 （民生福祉常任委員会） （産業建設常任委員会） ・報告 2 件を一括報告及び質疑 ・諮問 2 件を一括上程、提案理由の説明、 質疑、討論及び採決 ・議案 3 1 件を一括上程、提案理由の 説明、質疑及び委員会付託 ・請願 1 件の委員会付託報告
8	2 6	火	午前 9 時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会
					・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
8	2 7	水	午前 9 時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会
					・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会
8	2 8	木	午前 9 時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
					・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設 分科会
8	2 9	金		委員会	・委員会予備日

8	30	土			
8	31	日			
9	1	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人） 1. 伊場勇議員 2. 森山喜久議員 3. 山田伸幸議員 4. 中島好人議員
9	2	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人） 1. 矢田松夫議員 2. 岡山明議員 3. 藤岡修美議員 4. 吉永美子議員
9	3	水			
9	4	木			
9	5	金			
9	6	土			
9	7	日			
9	8	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
9	9	火			・議事整理日
9	10	水	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和 7 年 (2025 年) 7 月 15 日

要 望 書

山陽小野田市議会
議 長 高松 秀樹 様

山陽小野田市中区 2-3-1

小野田商工会議所

会 頭 藤田 敏彦

建設部会長 碧村 宗憲

山陽小野田市大字 鴨居 1-29

山陽商工会議所

会 頭 豊田 弘光

建設部会長 関野 修身

山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準等について下記のとおり
見直しをしていただくよう要望いたします。

記

1. 準市内業者の定義を明確にする。

理由 市外に本社があり、市内に支社、支店、営業所等を有する業者で法人市民税を山陽小野田市に納めている業者であれば準市内業者として認めているが、緊急時の施工体制(人的配置)や常時連絡が取れる体制、事務所の所在を明らかにする看板または表札が示されているかなどの定義を明確にする必要があると考える。

2. 電気工事について、予定価格 200 万円未満 3 者以上、予定価格 200 万円以上 500 万円未満 4 者以上、予定価格 500 万円以上 5 者以上とする。

理由 「市内電気工事業者」数の状況を踏まえ、現状に即応した標準指名業者数とする。



山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。特に、最近の調査では、後期高齢期におけるセンターでの活動継続が、介護予防に一定の効果を与えることが示されたところです。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、希望する者が働き続けられる社会の実現に向けた環境整備が進み、センターの会員も年々高齢化が進展していることに加え、社会経済情勢の変化によりセンターの事業環境も厳しくなってきました。しかし、そのような中、従来の伝統的な職種に留まらず、新たな職域への進出、人手不足分野等での就業機会の開拓など、地域の課題を踏まえた積極的な取組の強化にも果敢に取り組んでいます。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、新たな決意の下、本年度からは、センターの持続的な発展の要となる会員の拡大に向け「新たな仲間づくり計画」に基づき、女性会員の拡大や新規入会促進・退会抑制等の取組をより強力に推進してまいります。

こうしたセンターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、会員の安全就業の確保を確実に履行し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業

②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃、遊休農地・休耕田を活用した農場運営など、地域への貢献度が高く、課題解決に資する事業

③デジタル関連やホワイトカラー系職種の事業

④人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業

等を重点に取り組みとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センター業務の効率化に資するデジタル化をより一層進めるなど、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の活躍の場としての役割を果たしてまいいる決意です。

つきましては、令和八年度のシルバー人材センター事業の推進のため、センターに対する、より一層のご理解・ご支援を要望いたします。

特に、国においては、一般会計をはじめとした補助金の確保、独自事業立ち上げへの新たな支援、また都道府県・市区町村においては、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保、センターへの事業発注、さらに現在移行に向けて取り組んでいる新たな契約方法への対応など、センターの安定的な運営が可能となる各支援について強く要望いたします。

令和 七 年 八 月 六 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

令和 七 年 度 定 時 総 会

山口県山陽小野田市巾川二一四一六

公益社団法人 山陽小野田市シルバー人材センター



2025 年 8 月 13 日

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹 様

小野田 3929 C-202

樋口晋也

陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件

山議第 635 号において、私が提出いたしました陳情書についての回答をいただきありがとうございます。

審査結果については、「当該視察対応の概要を記録で残すべきという結論」とし、「当該概要とは、視察日、自治体名、委員会・会派等名、視察内容、説明担当課・担当委員会に加えて相手方の質問事項の概要まで記載する」との通知内容でした。

今一度陳情書をご覧いただきたいのですが、陳情の一番の目的は、山陽小野田市議会が「何を発信したか」です。

もちろん、この市民の意見が採用されるかは別問題と認識しておりますが、委員会の進行内容や、議運での委員各位の議論を拝見させていただきましたが、山陽小野田市議会が発信した内容について概要としてまとめるか否かについては議論されていません。

どうか陳情の真意をお汲み取りいただきご審査いただきますようお願いいたします。

以上

